

こども食堂北海道ネットワークの皆さま ～こども食堂保険のご案内～

施設所有(管理)者賠償責任保険の概要

施設所有（管理）者賠償責任保険とは？

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設の管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは、粉失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して保険金をお支払いします。

【支払限度額】 身体傷害・財物損壊（共通）：1億円（1名／1事故限度）

お支払いの対象となる事故例

施設内での誘導が悪く
こどもにケガをさせて
しまった。



施設内で提供した食事が
原因となり食中毒が発生
してしまった。

※飲食物危険補償特約をセットした場合



お支払いの対象となる損害

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する訴訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から⑥までの保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

セットされる主な特約

■ 飲食物危険補償特約 (W5)

提供する飲食物に起因して保険期間中または保険期間終了時から72時間以内
に第三者に身体障害を与えたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担する
ことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

【支払限度額】 身体障害：1億円（1事故限度）



■ 被害者治療費用等補償特約 (G1)

施設所有（管理）者賠償責任保険に規定される事故に起因して、他人の身体に障害を与えたことにより、
事故発生日から180日以内に通院、入院、重度後遺障害、死亡した場合において、被保険者が
治療費等を保険会社の同意を得て負担した場合に、その金額を保険金としてお支払いします。

【支払限度額】（1名／1事故限度）

死亡・重度後遺障害：50 / 1,000万円 入院：10万円 / 1,000万円 通院：3万円 / 1,000万円

■ 人格権侵害補償特約 (Q4)

施設所有（管理）者賠償責任保険に規定される損害の原因となる事由に起因して、
被保険者が行った身体障害を伴わない不当行為による他人の人格権侵害に起因して、
法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

【支払限度額】 100 / 1,000万円（1名 / 1事故限度）



■ 訴訟対応補償特約 (P8)

施設賠償責任保険で対象となる事故に起因して日本国の裁判所に提訴を提起された場合に、
普通保険で支払う争訟費用（訴訟費用、弁護士報酬、調停費用等）に加えて、応訴のために
必要となる被保険者の各種費用（使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用、
訴訟に関する必要文章作成費用、事故原因の調査費用等）をお支払いします。

【支払限度額】 1,000万円 / 1,000万円（1名 / 1事故限度）

オプション特約

■ 借用イベント施設損壊補償特約 (88)

イベントに使用する目的で他人から賃借した施設（その建物と同時に賃借した什器備品を含みます。）
を滅失、破損または汚損した場合に施設について正当な権利を有する者に対する賠償責任を補償します。

【支払限度額】（1事故・期間中共通） 免責：10万円

① 300万円限度：22,000円 ② 500万円限度：24,000円 ③ 1,000万円限度：26,000円

上記①～③からご選択いただけます。

※本書面は、施設所有(管理)者賠償責任保険および各特約の概要を説明したものです。詳細はパンフレット、重要事項説明書、約款等をご参照ください。

お問合せ窓口

■ 引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
大阪北支店 大阪北第二支社
〒541-0041
大阪府中央区北浜4-3-1
TEL：06-6229-3211
FAX：06-6229-3277

■ 代理店・扱者

株式会社ライフデザイン 本店
〒541-0046
大阪府中央区平野町3-1-2 Q u s 平野町ビル4 G
TEL：06-6220-1010 FAX：06-6220-5500
Mail：kodomosyokudo@l-design.jp